

子ども議会開催

小学生の皆さんの意見を町の施策や事業に反映することを目的に開催します。

日ごろ感じていることや思っていること、これからのまちづくりについて、一緒に考えてみませんか？

▼とき 8月22日(土) 予定

▼ところ 本庁舎4階 議場

▼対象 町内在住の小学5年生・小学6年生

▼募集人数 15人程度(4グループ程度)。グループでも個人でもご応募できます。

▼内容 事前にグループ打合せを行い、町長等と質疑を行います。

▼申込み 町ホームページから申込書をダウンロードし、ご応募ください。

問 政策課 ☎内線206



児童手当 現況届の提出をお願いします

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうか、確認するためのものです。

対象者には6月中旬以降にお知らせを送付しますので、必要書類を添付のうえ、提出してください。(郵送可、駅前申請箱も利用できます)

▼必要な提出書類

○請求者の健康保険証の写し

○平成27年1月1日現在、大磯町に住民登録されていない方は、平成27年1月1日現在の

住所地で発行される平成27年度所得証明書(所得額および控除額がわかるもの。源泉徴収票は不可)

○お子さんと別居している方は別居監護申立書、住民票等

▼届出先

子育て支援課(公務員の方は勤務先になります) 手当の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 子育て支援課

☎内線305

平成27年度 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

消費税の引き上げの影響等を緩和するため、平成26年度に引き続き子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

給付金の対象になると思われる方には児童手当の現況届(6月中旬以降発送)に申請書を同封して郵送します。

※平成27年度の臨時福祉給付金の申請方法等に関するお知らせは、決定次第広報おおいそ等で改めてお知らせします。

確認じゃ



支給要件	支給対象者	平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
	対象児童	支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
	支給額	対象児童1人につき3,000円(給付は1回限り)
申請方法	申請先	平成27年5月31日時点で住民登録のある市区町村 ※平成27年6月1日以降に別の市区町村へ転出した場合でも、平成27年5月31日時点で住民登録のあった市区町村が申請先窓口となります。 ※公務員の方…平成27年6月分の児童手当を勤務先から受給している方は、勤務先から申請書が配布されます。必要事項をご記入いただき、申請書に勤務先からの証明を受けたうえ、基準日(平成27年5月31日)に住民登録のある市区町村へ提出してください。
	申請期間	平成27年11月30日(月)まで
	提出書類	①申請書、②必要書類(本人確認書類及び振込口座が確認できる書類) ※必要書類は、公務員の方や児童手当の振込口座と異なる口座を指定する方等、一部の方のみ必要です。

給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意ください。

市区町村や厚生労働省などが電話をかけ、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたりすることは絶対ありません。不審な電話がかかってきた場合は、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

問 子育て支援課 ☎内線305